

1 都市計画変更に至った経緯

～ 都市計画道路網の見直しの経緯と概要 ～

2 都市計画素案について

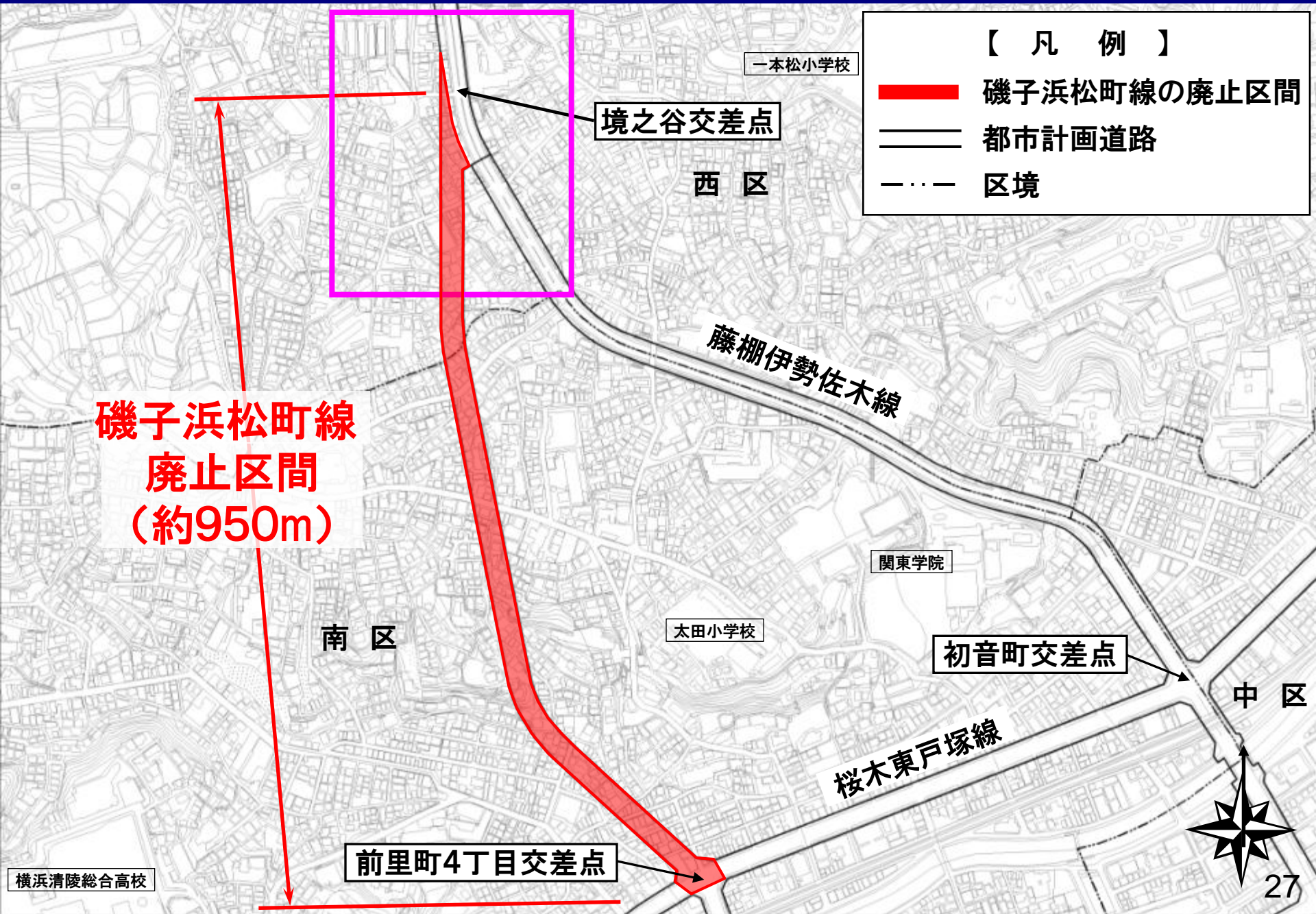
都市計画道路磯子浜松町線の一部区間廃止

都市計画道路藤棚伊勢佐木線の区域の変更

防火地域及び準防火地域の変更

3 今後の手続の流れについて

■防火地域及び準防火地域の変更



■防火地域及び準防火地域の変更

変更前

変更後

防火地域→準防火地域

準防火地域→防火地域

【凡例】

- 防火地域
- 準防火地域

【凡例】

- 防火地域に変更する区域
- 準防火地域に変更する区域
- 防火地域
- 準防火地域

■用途地域について

現在、沿道型の用途地域が指定



現行の用途地域の変更は行わない

第二種中高層住居
専用地域

第一種住居地域

近隣商業地域

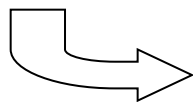
商業地域



■都市計画法第53条の建築許可について

都市計画道路の区域内で建築を行う場合

現在は、都市計画法第53条の許可が必要



変更後は、都市計画法第53条の許可が不要

